

## 税務情報

### 国家税務総局がクロスボーダーサービスにかかる増値税の 免税管理弁法を新たに公布

～デロイト中国発行「Tax Newsflash」より～

国家税務総局はクロスボーダーサービスにかかる増値税の免税管理弁法(国家税務総局公告 2014 年第 49 号)を新たに公布した。49 号公告は国家税務総局 2013 年第 52 号公告に代わるものであり、2014 年 10 月 1 日から施行される。新しい免税管理弁法は、10 月 1 日以前に提供された、免税条件を満たすが、まだ免税の申請をしていないサービスにも適用される。

増値税免税が適用される場合、売上増値税は課されないが、仕入増値税の控除もできない。この増値税免税は仕入増値税の控除も認められるゼロ税率ほど優遇されたものではないが、クロスボーダーサービスの発展を促す上で、なおインセンティブになるものと考えられている。

国家税務総局が 49 号公告として新しい免税管理弁法を公布したのは、主として 52 号公告の公布後に増値税改革試験の適用範囲が鉄道運輸業、郵便業及び電信業にも拡大されたことを受けたものであるが、当該弁法において、同時に一部の事項も明確にされた。

#### 新しい免税管理弁法における主な変更点

- **免税適用の対象となるクロスボーダーの郵便、配達および電信業サービス**

49 号公告では、新たに以下の 2 種類のクロスボーダーサービスが免税適用の対象に追加された。

- **輸出貨物を対象とする郵便、配達サービス:** 例えば、郵便物、小包等の海外への配達等
- **国外企業向けの電信サービス:** 国外の顧客向けに国際音声通話、SMS、MMS サービスを提供し、国外の電信業者を通じて費用が決済される場合、国外の電信業者がサービスの受領者とみなされるため、当該サービスは国外企業向けの電信サービスに該当する。

新しい免税管理弁法では、中国国内発海外宛の郵便物、小包について、国外の企業または個人が国外において提供する郵便、配達サービスは、完全に国外で消費されるサービスに該当するため、中国の増値税の課税対象とはならないことも明らかにされた。

- 「国外から取得するサービス収入」とみなされるケース

国外企業にクロスボーダーサービスを提供する中国の納税者が増値税免税の適用を受けるためには、そのサービス収入を国外から取得しなければならない。49号公告では、以下に該当する場合、国外からサービス収入を取得したものとみなすと規定している。

- 納税者が国外関連者にクロスボーダーサービスを提供し、国内の第三者決済会社から収入を取得する場合。ここでいう第三者決済会社とは、多国籍企業グループのために資金集中運営管理機能を担う資金決済会社（例えば、財務公司、キャッシュプーリング、資金決済センター等）を指す。
- 納税者が外国航空運輸企業に物流支援サービスを提供し、中国民用航空局決算センター、中国航空結算有限責任公司または中国民用航空局の認可を得て設立された外国航空運輸企業の駐在員事務所から収入を取得する場合。
- 国家税務総局が規定するその他の状況。

- 香港、マカオ、台湾に関わる課税サービス

49号公告では、納税者が香港、マカオ、台湾に関わる課税サービスを提供する場合、原則として新しい免税管理弁法が適用されることを明らかにした。

## アドバイス

影響を受ける納税者は、以下の対応をすることが考えられる。

- 事業活動をレビューし、クロスボーダーサービスについて免税の適用を受けるベネフィットがあるか否かを評価する。
- 免税の申請を行うと決定した場合、関連書類（サービス契約書、支払証明等）を揃えた上で、所轄税務機関と連絡をとり、適時に所轄税務機関で免税の届出を行い、かつ過大納税額の還付または控除の申請を行う。
- 新しい免税管理弁法において明確にされていない事項について、所轄税務機関とコミュニケーションをとる。
- 必要に応じて、外部専門家のアドバイスまたは支援を求める。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,600 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト([www.tohmatsu.com](http://www.tohmatsu.com)) をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 人を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.tohmatsu.com/deloitte/](http://www.tohmatsu.com/deloitte/) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2014. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC, Deloitte Tohmatsu Tax Co.

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited